

和歌山県立体育館利用料金表

令和元年10月1日改正 [単位:円]

種 別			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:30～ 21:00	9:00～ 17:00	13:00～ 21:00	9:00～ 21:00	超過1時間 につき (8～22)
体 育 場 (本館)	アマチュアスポーツに 利用する場 合	入場料無料	8,250	10,980	12,990	19,230	23,980	25,780	2,750
		時間帯 料金	9:00～17:00			17:00～21:00			
		時間単位 料金	2,745/1時間			3,247/1時間			
		入場料有料	20,620	27,480	32,470	48,100	59,950	80,560	8,250
	アマチュアスポーツ以外 の場合	入場料無料	見本市、展示会その他営 利又は営業の宣伝を目的 とする催物	43,290	57,710	68,180	101,000	125,890	169,180
		上記以外の催物	28,860	38,480	45,450	67,340	83,930	112,790	8,250
		入場料有料	82,450	109,930	129,850	192,370	239,780	322,230	27,060
補 助 体 育 場	アマチュアスポーツに 利用する場 合	入場料無料	1,650	2,200	2,640	3,850	4,840	6,490	510
		時間帯 料金	9:00～17:00			17:00～21:00			
		時間単位 料金	550/1時間			660/1時間			
	アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合		5,720	7,590	9,350	13,310	16,940	22,660	2,090
会 議 室			1,430	1,430	1,430	2,860	2,860	4,400	400
※空調利用の場合			1,716	1,716	1,716	3,432	3,432	5,280	480

備考

- 1 体育館を利用する場合において、アマチュアスポーツの練習のため、その一部を利用するときは、その利用床面積に応じ、この表に定める利用料金の額の2分の1又は3分の1の額とする。
- 2 入場料有料の場合とは、入場料、会費(これに類するものを含む。以下同じ。)を徴収し、及び商品の売上げに対し入場券等を発行して入場させる場合をいふものとする。
- 3 体育館をアマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合であって、入場料有料の場合においては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を利用料金の額に加算する。
(1) 入場料を徴収する場合(消費税及び地方消費税の額を除く。)の合計額の100分の10の額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)がこの表に定める利用料金の額に110分の100を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を超えるときは、その超えた額
- (2) 会員制度により当該会員のみを入場者とし、会費を徴収する場合(消費税及び地方消費税の額を除く。2以上の区分がある場合には、その平均額)に10を乗じて得た額
- (3) 商品の売上げに対し入場券等を発行して入場させる場合1人が入場できる商品売上価額(消費税及び地方消費税の額を除く。)に10を乗じて得た額
- 4 体育館及び補助体育館を事前準備又は原状回復のために利用する場合(催物を行う日において事前準備又は原状回復のために利用する場合を除く。)の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 5 体育館を利用する場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準照度以上に天井照明を利用するときは、この表に定める利用料金の額に1時間当たり2,360円(天井照明の3分の2を利用するときにあつては1,570円、天井照明の3分の1を利用するときにあつては790円)を加算する。
この場合において、利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間が1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

- (1) アマチュアスポーツの県大会を超える規模の競技大会に利用する場合 1,500ルクス
- (2) アマチュアスポーツの県大会以下の規模の競技大会に利用する場合 500ルクス
- (3) (1)及び(2)の場合以外の場合 200ルクス
- 6 体育館及び補助体育館をアマチュアスポーツに利用する場合における附属設備の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額の2分の1の額とする。
- 7 小学校の児童、中学校、高等学校、中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が利用する場合における利用料金の額は、この表により算定した利用料金の額の2分の1の額とする。この場合において、前項の規定は、適用しない。
- 8 体育館、補助体育館、会議室を利用する場合において、超過1時間に満たないとき、又は超過時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。
- 9 午後10時から翌日の午前8時までの間に利用する場合の超過1時間当たりの利用料金の額は、この表に定める超過1時間当たりの利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 10 冷暖房装置を利用する場合における会議室の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 11 体育館、補助体育館の時間単位利用においては、次に定めるところによる。
(1) 利用日程調整会議で決定した事業には適用しない。
(2) 体育館の「アマチュアスポーツに利用する場合の入場料無料の場合」及び補助体育館の「アマチュアスポーツに利用する場合」に限り、適用することができる。
(3) 時間区分料金で利用できるものには適用しない。
(4) 時間単位利用の利用単位は時とすることとし、時間の超過については、8.9項のとおりとする。
- 12 会議室の冷暖房利用についてはこの表に定める利用料金の額に100分の120を乗じて得た額とする。

附属設備

[単位:円]

種 別	単位	利用料
ステージ	1基1回	3,410
補助椅子	1脚1回	20
音響設備	アンプ	1基1回 1,430
	マイク	1本1回 340

冷暖房設備

[単位:円]

種 別	単位	利用料
体育館	1時間あたり	5,090
補助体育館	1時間あたり	1,020

その他の設備

[単位:円]

種 別	単位	利用料
床パネル	1枚1回	60
シャワー室	1人1回	60
扇風機	1台1回	360
フットライト	1式1回	720
ボーダーライト	1列1回	2,420
CDプレーヤー	1台1回	720
テープレコーダー	1台1回	720
電光掲示板	1基1回	2,100
電光秒タイマー	1コート1回	1,570
電源	1 k w h	20